

審查基準整理票

処分名	自転車駐車場駐車料金の減免		
根拠法令名	大津市自転車駐車場条例 (昭和54年12月24日条例第37号)	(条項) 第5条	
基準法令名		(条項)	
所管部署	建設部 建設監理課 駐車場グループ		
標準処理期間	15日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☐ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載			
[自転車駐車場駐車料金の減免基準]			
駐車料金の減免は、同条例同条の「市長は、特に必要と認めるとき」に該当することを基準とし、それは次の事項に該当する場合をいう。			
(1) 生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第11条に規定する保護を受けている者及びそれと同一世帯に属する者。 全額			
(2) 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者。 全額			
(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。 全額			
(4) 滋賀県療育手帳制度実施要綱（昭和48年12月1日施行）等に規定する療育手帳の交付を受けている者。 全額			

< 参考 >

【根拠条例】

大津市自転車駐車場条例

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。